

5 特別職の報酬等の状況（21年4月1日現在）

区分	給料月額等			
	(参考)類似団体における最高/最低額			
給料	市長	735,152 円	1,070,000 円	547,800 円
	(835,400 円)			
	副市長	630,298 円	900,000 円	547,500 円
	(708,200 円)			
報酬	(収入役)	— 円	— 円	— 円
	(— 円)			
	議長	420,100 円	760,000 円	420,100 円
	(— 円)			
期末手当	副議長	366,600 円	670,000 円	366,600 円
	(— 円)			
	議員	338,800 円	620,000 円	338,800 円
	(— 円)			
退職手当	市長	(20年度支給割合)		
	副市長	4.10 月分		
	(収入役)			
	議長	(20年度支給割合)		
備考	副議長	4.10 月分		
	議員			
	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	退職時の給料月額×勤続月数×35/100×1.15	1,613 万円	任期毎
備考	(収入役)	退職時の給料月額×勤続月数×21/100×1.15	820 万円	任期毎
	退職時の給料月額×勤続月数×20/100×1.15	— 万円	任期毎	
備考	当分の間、計算した額に115/100を乗じて得た額を支給する。 (退職手当条例附則第26項)			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。